

水質汚濁防止法等の施行状況について(2023 年度)



環境省は、2023 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

2024 年 3 月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の数は約 254,200 であり、前年度から約 600 減少しています。

また、2023 年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、約 27,300 件（前年度約 27,200 件）、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、約 6,000 件（前年度約 5,700 件）、改善命令の件数は 5 件（前年度 10 件）であり、一時停止命令の件数 0 件（前年度 0 件）で、罰則の適用となる排水基準違反が確認された工場、事業場の数は 7 件（前年度 1 件）で、改善命令の件数が減少していました。なお、違反業種・施設は水産食料品製造業などで、違反項目は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量(BOD)などでした。

そして、水質総量規制に関する罰則の適用 0 件、改善措置命令 0 件、指導については 40 件ありました。

当社では排水の分析に長年の実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 1 月 24 日付 環境省報道発表資料](#)